

平成22年度 決算

全11会計の決算が、
9月定例議会で
認定されました。

一般会計

6,721万円の黒字

南部町の22年度一般会計決算は、歳入が前年度比15.7%増の7,805,8千円、歳出が前年度比15.5%増の7,180,084千円となり、歳入歳出差し引いた形式収支は、625,755千円で、情報通信基盤整備事業などの事業が翌年度に繰越された為、その財源30,653千円を控除した額、いわゆる実質収支は595,102千円の黒字となりました。

歳入は 長く続く国内経済の税等が減収となり町税全体では3.5%減の994,184千円、各種使用料・手数料は二つの温泉施設の指定管

改善され77.2%でした。
常収支比率」は、財政構造の弾力性を判断する「経

●一般会計の決算状況

歳 入	歳 出	差 引
7,805,839	7,180,084	625.755
翌 年 度 へ の 繰 越 財 源		30,653
実 質 収 支		595,102

単位：千円

●平成22年度の主な施策

単位：千円

区 分	事 業 費
消防施設整備事業	47,715
合併浄化槽設置事業	44,768
農道等改良整備工事費	43,465
情報通信基盤整備事業	706,854
林道改良整備費	71,001
町道新設改良工事費等	361,699
中学校統合整備事業	230,753
簡易水道施設整備事業(繰出金)	197,393

●特別会計の決算状況

単位：千円

区 分	歳 入	歳 出	差 引
簡 易 水 道	337,137	324,087	13,050
指定居宅サービス	61,725	59,019	2,706
國民事業勘定	976,842	906,159	70,683
健康保険勘定	184,076	170,188	13,888
万沢	82,130	68,956	13,174
老人保健	1,373	1,373	0
介護保険	964,742	935,295	29,447
後期高齢者医療	236,471	232,743	3,728
睦合財産区	1,280	874	406
富沢財産区	4,853	4,450	403
大城平外二山財産区	614	201	413
大日向外三山財産区	169	128	41

22年度 特別会計の決算状況

財政健全化判断比率の公表

「地方自治体の財政の健全化に関する法律」により、町の財政状況を測る指標を監査委員の審査を受け、議会に報告するとともに、公表することが義務付けられ、基準を超えた場合には、財政健全化計画及び財政再建計画の策定が義務付けられています。

●健全化判断比率

区 分	南 部 町 比 率	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
実質公債費比率	11.0	25.0	35.0
将来負担比率	13.0	350.0	

※実質赤字比率、連結赤字比率は赤字額がないので「—」で表示

●資金不足比率

特 別 会 計 名	南 部 町 比 率	經 營 健 全 化 基 準
簡易水道事業特別会計	—	20.0

単位：%

※資金不足比率は資金不足がないので「—」で表示
実質赤字比率……一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率……全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率……一般会計等が負担する公債費の標準財政規模に対する比率
将来負担比率……一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
標準財政規模……地方公共団体の一般財源で標準的大きさを示すものです。
(町税+普通交付税+地方譲与税
+交通安全対策特別交付金+臨時財政対策債発行可能額)

資金不足比率は公営企業（簡易水道）会計の経営状況を測るもので、こちらも経営健全化基準の比率以下であれば健全であるといえます。
南部町は次の表のとおり、いずれの指標も基準以下であり健全財政を維持していることを示しています。

健全化判断比率は4つの指標で早期健全化基準の比率以下であれば健全であるといえます。

健全化判断比率は4つの指標で早期健全化基準の比率以下であれば健全であります。

今後『交付税が4億円強 減額』されます。

普通交付税は、各市町村に財源の不足分に応じて配分され、人口や面積等から算出した基準財政需要額から税収を中心とした基準財政収入額を差し引いて算出されています。

本町の、平成22年度普通交付税2,806,425千円は、歳入全体（7,805,839千円）の36.0%を占める主要財源となっています。

町の合併により、事務等の重複部分の削減や面積が大きくなつた事によるさまざまな経費の節約が見込まれることから、新町に対して交付される普通交付税額は減少されますが、合併による経費の節減は合併後すぐに出来るものばかりではありませんので、国では、合併算定替で10年間は不利益にならない配慮により、旧2町分の合算額（増額分約4億円）を10年間交付してきました。

しかし、平成25年度からは、合併算定額による増加額（約4億円）に省令で定める率（1年目0.1、2年目0.3、3年目0.5、4年目0.7、5年目0.9）を乗じた額が減額されていきます（激減緩和措置として）。また、平成30年度からは約4億円（平成22年度普通交付税対比14.3%・経常的一般財源対比9.9%）が減額されます。

この間町では、職員定数の削減や施設指定管理者制度の活用等の行財政改革を推進し経費の節減を図ってきました。しかし、今後の行財政改革は、役場内部だけの改革に止まらず、町民を含む全町あげての改革としなければなりません。町民の皆様には、国の制度や町の改革の趣旨をご理解いただき、更なるご協力をお願いするところであります。

10月24日、午後7時30分より、南部町文化ホールにおいて中山間地域総合整備事業概要説明会が開催されました。
中山間地域総合整備事業とは、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図ることにより、地域における定住の促進、都市との共通社会基盤の形成及び国土・環境の保全に資することを目的に実施するものです。
今回対象となる地域は、睦合・栄地区の全域ですが、以前、富河・万沢地区にあましては、平成11年度から平成18年度までの8年間をかけて整備し



「中山間地域総合整備事業の概要説明会が開催されました。」

この事業は、県が主体となる県営事業で、平成24年度から平成29年度までの6年間で計画しています。なお、この事業で整備するために関係した農地、いわゆる受益地は、事業完了後8年間は農地転用ができなくなります。
今回の事業で整備を予定しているものは、農道、用排水路、ほ場、防火水槽、農産物加工体験施設、鳥獣害防止柵などがあります。また、これに係る事業費については、国が55%、県が30%、町が15%という負担割合になっています。また、町の負担金の中には、受益者からの負担金が含まれています。
今後、実施段階になれば、地権者等の意見を踏まえながら、整備していくことになりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

山梨県最低賃金が改正されました。

1時間 690円

(平成23年10月20日発効)

詳しくは

鰍沢労働基準監督署 (☎0556-22-3181)

または、

山梨労働局賃金室 (☎055-225-2854)

までお問い合わせください。